

「フィットネスクラブ丘の上」 会員規約

(名称)

第1条 当施設は、「フィットネスクラブ丘の上」(以下「クラブ」という。)と称します。

(運営・管理)

第2条 当クラブは、社会医療法人栗山会が運営・管理します。

(目的)

第3条 クラブは、生活習慣病等の疾病予防や症状改善を含めた健康寿命の延長、また高齢者等に対し要介護状態にならないように介護予防を行っていくことを目的とします。希望者には医師、健康運動指導士をはじめとして栄養士、理学療法士等が必要に応じて関わっていきます。

(会員制)

第4条 当クラブは会員制とします。

(入会手続き)

第5条 クラブに入会されようとする方は本規約を承認の上で、所定の申込書により入会申し込みを行い、クラブの承認を得た上、規定の入会金・会費の納入手続きをしていただきます。また、必要により医師のメディカルチェックを受けていただきます。

(入会資格)

第6条 クラブの入会資格は次の通りとします。

- 1、本規約ならびに諸規則を遵守される方
- 2、次のような対象の方
 - ①脂質異常、糖尿病など生活習慣病を発症している、もしくは予備軍と診断された方
 - ②特に疾病には罹患していないが、体力増強・減量などを行い、健康を維持したい方
 - ③要介護状態にならないよう、介護予防を心がけたい方
 - ④その他運動に対して医師より禁止の指示等がなく、当施設の利用を希望する方
- 3、暴力団その他これに類似する団体あるいはその構成員でない方
- 4、刺青、タトゥーをしていない方
- 5、伝染病疾患を有しない方

(会員証)

第7条

- 1、クラブは、入会時に会員に会員証として活動量計をお渡しいたします。
- 2、会員は、クラブを利用する際必ず活動量計(会員証機能を有する)を提示するものとします。

- 3、会員は、活動量計（会員証機能を有する）を他人に貸与・譲渡してはなりません。
- 4、会員が活動量計（会員証機能を有する）を紛失した際には速やかに再発行の手続きをとるものとします。なお、再発行にかかる費用は別途申し受けいたします。
- 5、退会により会員資格を喪失した時は、所定の退会届とともに活動量計（会員証機能を有する）を提出するものとします。
なお、会員証機能を解除した後に活動量計は退会者にお渡しいたします。

（入会金・会費）

第8条

- 1、会員は、クラブ所定の入会金・会費を所定の方法で納入するものとします。
- 2、入会金は、入会契約締結及び活動量計（会員証機能を有する）作製のための費用であり、一旦納入した入会金は返還いたしません。
- 3、支払われた会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。
- 4、クラブは、入会金・会費等を変更することがあります。この場合、変更前に掲示等により会員等にお知らせします。

（休会）

第9条

- 1、会員がクラブを休会する場合は、所定の休会届を休会前月の20日までに提出しなければなりません。21日以降に休会届を提出した場合には、翌月分の会費を納めることとします。
- 2、休会中は、休会手数料として所定の会費を納めることとします。
- 3、復帰を希望する場合は、所定の復帰届を復帰前月20日までに提出しなければなりません。

（退会）

第10条 会員がクラブを退会する場合は、退会届を提出の上、所定の手続きを完了するものとします。退会届は、退会前月の20日までに提出しなければなりません。21日以降に退会届を提出した場合には翌月分の会費を納めることとします。

（退会勧告及び除名）

第11条 会員に、次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、クラブは当該会員の会員資格を喪失させることとします。

- 1、クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
- 2、本規約及び諸規則に違反したとき
- 3、会費その他諸費用の支払いを怠り、督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
- 4、故意に施設・設備を毀損したとき
- 5、その他著しく会員にふさわしくない行為があったと認められるとき

6、入会申込の記載に偽りがあることが明らかになった場合

7、施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動を行った場合

(変更事項の届出)

第12条 会員は、氏名・住所等、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかにクラブに届け出るものとします。

(健康の維持・管理)

第13条 会員は、クラブの利用に際して、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとします。

(責任事項)

第14条

- 1、会員は自己の責任と負担においてクラブを利用するものといたします。
- 2、会員がクラブ内に入場した後に生じた会員に係わる盗難、人的事故、物的事故については、クラブ側に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負わないこととします。
- 3、会員は、クラブ内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこととします。
- 4、会員間に生じたトラブルについては、当事者である会員間にて解消するものとし、クラブは一切の責を負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第15条 クラブは入会申込書に記載された個人情報について、クラブ会員との連絡や運営のため及び会員居住地のデータ分析等に利用する他、人の生命、身体に差し迫った危険が生じ緊急の必要性がある場合やサービスの提供以外には利用しないものとします。

(休業又は閉鎖)

第16条 クラブは次の事由により、施設の全部又は一部を休業若しくは閉鎖することがあります。この場合、事前に提示等により会員等にお知らせします。

- 1、天災・地変等その他やむを得ない事由により開館が不可能なとき
- 2、安全および衛生管理上、設備・機器等の点検・修理等が必要なとき
- 3、施設の大掛かりな清掃、および施設の補修又は改修を行うとき
- 4、法令の定め又は行政指導に基づくとき
- 5、その他前各号と同等の事由が生じたとき

(利用の制限)

第17条 クラブの諸行事、または運営管理上必要と認めた場合は、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

(改正)

第 18 条 クラブでは必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

なお、改正・変更前にクラブでの掲示等により会員に告知します。

また、本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項はクラブがこれを定めます。

附則 本規約は 2017 年 10 月 1 日から施行します。

2、 2017 年 11 月 20 日 一部改定